

～福島第一原子力発電所事故と本県環境への影響～

ひばり

2011
臨時号

保存版

茨城県広報紙

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故 P.2
2. 県内の主な原子力施設の状況 P.3
3. 福島第一原発事故の本県環境への影響 P.4
4. 放射線の健康への影響 P.8



つくば市役所での観測風景

県民の皆様へ

去る三月十一日に発生した東日本大震災から半年以上が経ちました。

現在、県内各地で、巨大地震と大津波による被害からの復旧・復興工事などが着々と進められているところです。

一方、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による影響については、未だ拡大中であり、多くの県民の皆様が放射線や放射性物質による健康への影響などを心配されていることと思います。

県では、これまで大気中の放射線量率や水道水、農林水産物、農地などに係る放射能濃度の測定を行い速やかに公表するとともに、農林水産物の出荷制限などの措置を実施してまいりました。また、県民の皆様放射線量や暫定規制値について正しい理解を深めていただけるよう講演会を開催するとともに、本県産品などの安全性についてPRに努めているところです。

この「ひばり臨時号」では、皆様の疑問に少しでもお答えできるよう、原子力発電所事故の概要のほか、県内の主な原子力施設の状況、事故による本県環境への影響、放射線の健康への影響などについて解説いたしましたので、是非ご覧いただきたいと存じます。

今後とも、原子力事故による影響などに適切な対策をとるとともに、地域の復旧・復興に全力で取り組んでまいります。



茨城県知事
橋本 昌

現在は、1号機、2号機、3号機ともに原子炉压力容器の温度が100℃以下となっており、冷温停止状態*を目指しています。東京電力(株)では、今後安定的な冷却を継続するとともに、水素爆発で損壊した建屋にカバーをし、放射性物質の大気中への放出を防止することができるよう作業を進めています。

*圧力容器底部の温度が概ね100℃以下で、格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆被ばく線量を大幅に抑制していること。

事故の概要

地震発生(震度6強)

- 運転中の各原子炉は自動停止。
- 送電線の鉄塔倒壊などにより外部電源を喪失。

津波発生(遡上高14m~15m)

- 非常用ディーゼル発電機が起動したものの、津波により非常用ディーゼル発電機や配電盤が冠水。

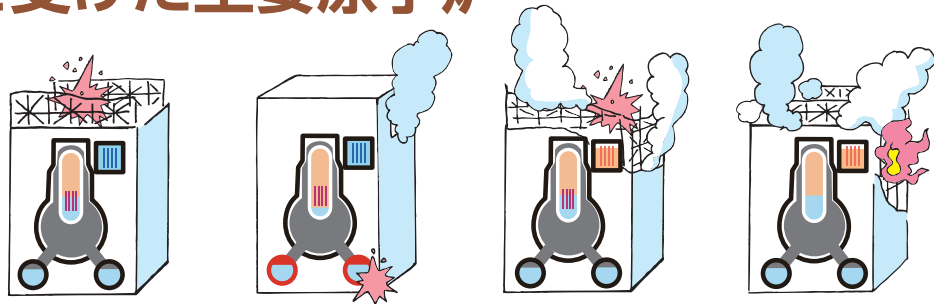
全電源喪失

- 原子炉の冷却機能が喪失したため核燃料の溶融が発生。ベント操作^{注1}の遅れによる水素爆発のため原子炉建屋などが損壊。

注1…原子炉格納容器にたまった蒸気を排気塔へ抜く操作

設備損壊を受けた主要原子炉

事故発生時の主要発電所の損壊状況^{注2}



	1号機	2号機	3号機	4号機
地震発生時	運転中			定期検査停止中
建屋等の状況	3/12 水素爆発(推測) 建屋損壊	圧力抑制室等の 損壊状況不明	3/14 水素爆発(推測) 建屋損壊	3/15 水素爆発(推測) 建屋損壊
炉心の状況	燃料溶融			定期検査のため 燃料は使用済 燃料プールに保管
炉心の冷却	循環注水冷却装置により冷却中			
压力容器温度 ^{注3}	73.4℃	85.1℃	73.6℃	

注2…政府・東京電力統合対策室(H23.8.17)国際原子力機関に対する日本国政府の追加報告書(H23.9) 注3…压力容器下部温度(H23.10.12 5:00現在)(参考)旧ソ連の「チェルノブイリ発電所事故」は原子炉が爆発、その後の黒鉛による火災により、炉心の大量の放射性物質が大気圏まで放出されたことから、地球規模の汚染が発生。

事故の収束に向けた道筋

安定的な冷却

- 安定した循環注水冷却システムを確立し、年内を目標に原子炉を「冷温停止状態」とする。

滞留水の減少

- 安定的な処理に向け、セシウム処理装置(サリー)を設置。
さらに、蒸発濃縮装置及び塩分除去装置も増設中。

飛散抑制

- 飛散防止剤の散布及びガレキの撤去を行いながら、建屋が損壊した原子炉(1,3,4号機)についてカバーを設置する。



1号機原子炉建屋カバー屋根パネルの設置作業(2011年10月14日東京電力撮影)

大気中への放射性物質拡散を防止する

茨城県内の原子力に関する事業所においては、3月11日の地震及びその余震により、敷地内の施設の一部に被害がありましたが、炉心などの重要な原子力施設には影響がなく、環境への放射性物質の漏えいなどはありませんでした。

震災時の東海第二発電所の状況

地震発生（震度6弱）

- 原子炉は自動停止。
- 外部電源を喪失。

津波発生（最大遡上高5.4m）

- 非常用ディーゼル発電機3台が起動しましたが、津波の影響により1台が停止したため、3系統の冷却系のうち、1系統が停止。

※県は「延宝房総沖地震（1677年）」を想定地震とした津波ハザードマップに基づき、非常用ディーゼル発電機の冷却水ポンプ周囲の防潮壁をかさ上げするよう日本原子力発電（株）（原電）に要請。原電は県の要請を受け、防潮壁を4.9mから6.1mへかさ上げ。

冷温停止

- 正常に稼働していた非常用ディーゼル発電機2台による2系統の冷却系により、原子炉の冷却を進めました。
- 外部電源復旧後は、通常通りの冷却系により、原子炉を冷却し、3月15日、冷温停止に至りました。

東海第二発電所の安全対策

電源の確保

- 電源車を3台配備済み。
- 大容量の電源車6台を配備予定。

除熱機能の確保

- 消防車、可搬式動力ポンプなどを高台に設置済み。
- 海水ポンプの代替機を配備予定。
- 消防車などから原子炉などに直接注水できる専用配管を設置予定。

浸水、津波対策の強化

- 重要建屋の扉などをシール材で密封済み。
- 原子炉建屋などの扉の水密性を強化予定。
- 海水ポンプ室の防護壁のかさ上げを予定。
- 15mの津波を想定した防潮堤の設置を予定（3年程度で完了予定）。



東海第二発電所は、5月21日から定期検査に入っており、現在は、停止中です。なお、東海第二発電所の定期検査期間は、当初11月中旬までの予定でしたが、地震の影響を受けた蒸気タービンの修繕作業を実施するため、平成24年8月上旬まで延長されました。

東海第二発電所の再稼働への対応

東海第二発電所については、現在のところ国から再稼働要請がなされていない状況ですが、県としては、緊急安全対策やストレステスト^{*}の結果についてはもとより、今回の地震による施設・設備への影響及びその対応状況などについても、原子炉や地震・津波の専門家等で構成する「県原子力安全対策委員会」において、技術的・専門的見地から、しっかりした検証を行います。

そのうえで、県原子力審議会での審議、国や他県の動向などを踏まえながら、県議会や地元自治体と十分に協議をして、再稼働について判断してまいります。

※ストレステスト：福島事故を受けて新たに行うこととなった、原子力発電所の安全性に関する総合評価

使用済燃料再処理施設等の状況

使用済燃料プール水の溢水や建屋壁などのひび割れ等がありましたが、環境への影響はありません。

事故後の放射線の監視体制

県では、事故後、次のように放射線の監視体制を強化しています。

- ① 可搬型モニタリングポストの配置<北茨城市、高萩市、大子町、鹿島港湾事務所>
- ② 東海・大洗地区の固定放射線測定局(41局)で継続監視
- ③ 全市町村における1mの高さでの空間線量率測定の実施
- ④ モニタリングポストの全市町村配置(予定)
- ⑤ 放射線測定機器の増設(予定)

環境放射線の測定結果

放射性物質の影響

事故直後から北茨城市、高萩市、大子町で環境放射線の測定を開始しており、3月15日・16日と21日・22日の2回ピークを観測しましたが、それ以降、放射線量率は減少し続けています。

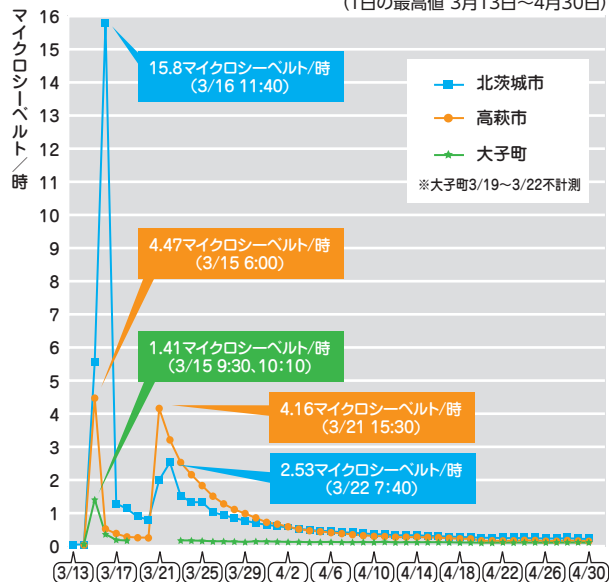
10月12日現在、北茨城市において、放射線量率は約0.14マイクロシーベルト/時で安定しています。

現在も24時間体制で測定を続けています。

県環境放射線監視センターでは、大気から落ちてきた粉じんなどを測定していますが、現在、それらから放射性物質は検出されていません。



〔可搬型モニタリングポストにおける放射線量率測定結果〕
(1日の最高値 3月13日～4月30日)



地表から1m高さの空間線量率

航空機モニタリングの結果

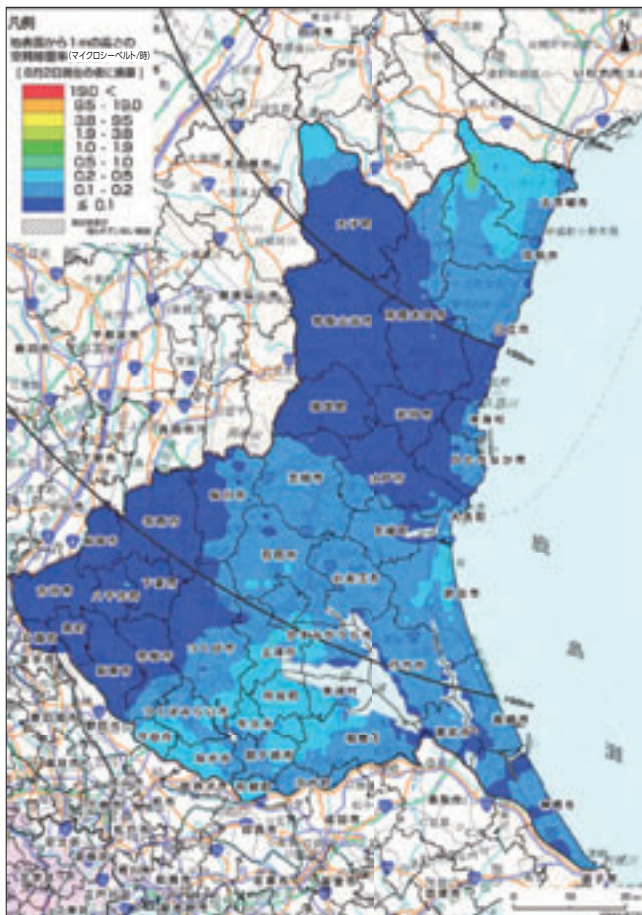
北茨城市、高萩市の一部山間部で0.5～1マイクロシーベルト/時が測定されていますが、これ以外は、県内全域で、0.5マイクロシーベルト/時以下となっています。

県内の放射線量率には、地域的なバラつきがありますが、これは、2回目のピーク時(3/22)の降雨や風向き、地形などによる影響と考えられます。

これらの値は、文部科学省が、目安として示している1マイクロシーベルト/時を十分に下回っていますので、健康に影響のあるレベルではありません。



〔茨城県内の地表面から1m高さの空間線量率〕



(8月2日現在の値に換算)

教育施設の放射線量率測定結果

文部科学省が、目安として示している1マイクロシーベルト／時を十分に下回っていますので、健康に影響のあるレベルではありません。

施設	放射線量率(マイクロシーベルト／時)
保育園(園庭)	0.05～0.419
幼稚園・小学校・中学校(園庭・校庭)	0.045～0.46
県立高等学校など(校庭)	0.080～0.446

(8月24日～9月29日調査)



園庭の土壌の除去

また、(独)日本原子力研究開発機構の協力のもと、北茨城市及び守谷市の保育園・幼稚園などで両市とともに実施した実験結果を踏まえ、「保育園・幼稚園等における放射線量低減化対策に係る手引き」を取りまとめたので、除染活動を行う場合には参考にしてください。

- 実験の結果、約1cmの土壌を取り除くことで、大きな低減効果が出る事が確認されました。
- 十分に線量が下がっている場合には、1cmまで削る必要はありません、逆に十分に下がっていないと思われる場合には、部分的にさらに削っていく必要があります。
- 雨樋の直下など、雨水が流れ集まる場所は、局所的に線量が高くなっている場合があるので、それらの個所については削り取る深さや範囲を大きくするなど、状況に応じて除染する必要があります。



「保育園・幼稚園等における放射線量低減化対策に係る手引き」は、ホームページに掲載しています。

放射性セシウムの沈着量

航空機モニタリングの結果

福島第一原発事故に伴い、本県に飛来した放射性物質のうち、現在も残っていて、影響を及ぼすのはセシウム134と137がほとんどと考えられます。

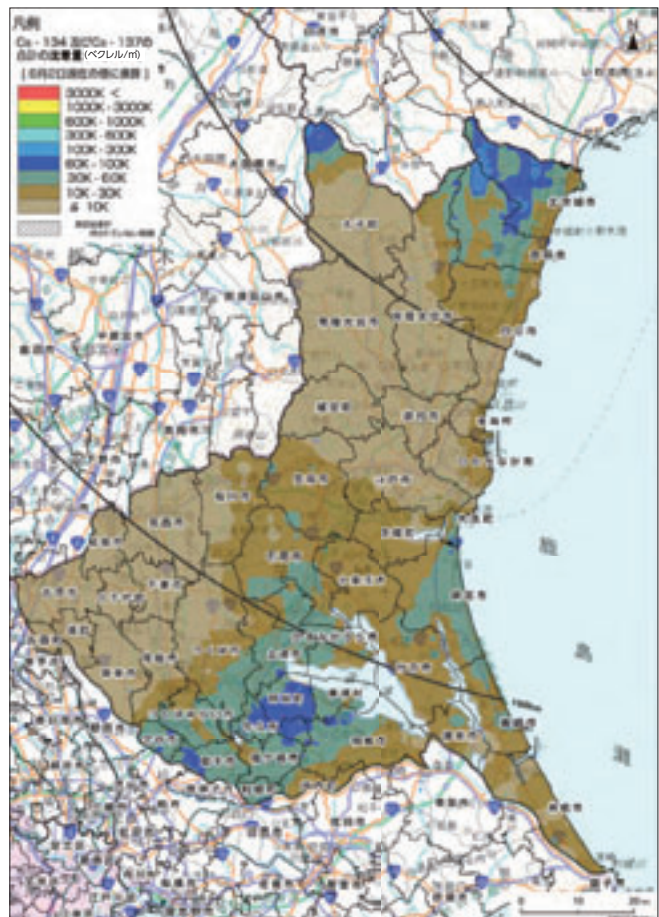
県内の一部に高い数値の地域もありますが、これ以外は、100,000ベクレル／ m^2 未満となっています。100,000ベクレル／ m^2 を土壌1kgに換算[※]すると、500ベクレル／kgになり、稲作の作付制限値である5,000ベクレル／kgと比べて、十分に低い数値といえます。

注…ベクレル／ m^2 の数値を200で割れば、概数ではありますが、ベクレル／kgの数値が分かります。
例)100,000ベクレル／ m^2 ÷200=500ベクレル／kg

国の原子力災害対策本部が実施した試算によれば、人体への影響については、放射性物質の減衰によって、2年間を経過した時点での推定年間被ばく線量は、現時点と比較して40%減少するとされています。



〔茨城県内の地表面へのセシウム134、137の沈着量の合計〕

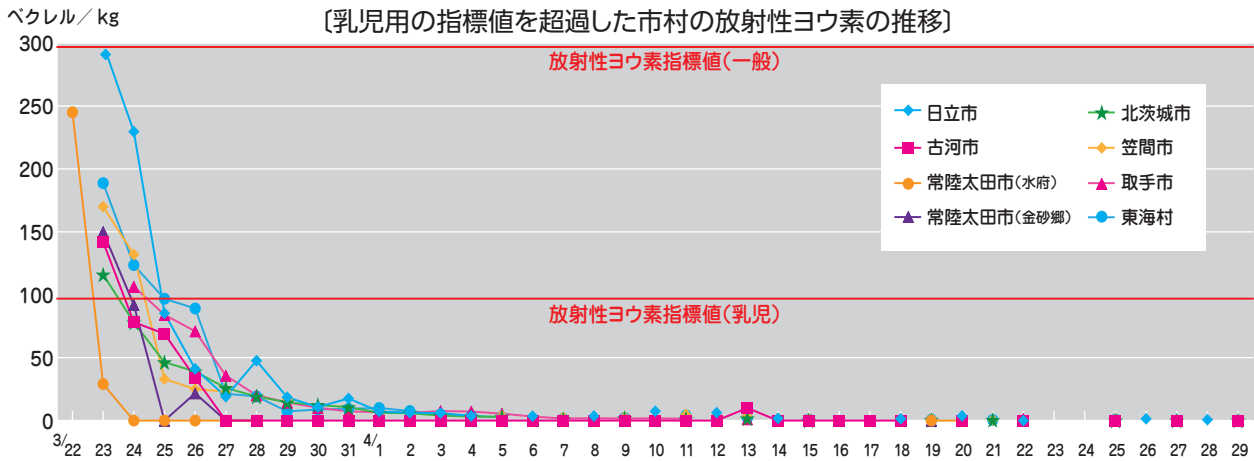


(8月2日現在の値に換算)

水道水の測定結果

県内の水道水は安心してご利用いただけます。

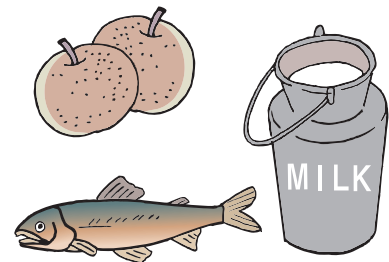
市町村と協力し、乳児用の指標値(放射性ヨウ素100ベクレル/kg)を超過した市村及び水源を考慮した定点(15市村18箇所)について、継続して水道水の水質モニタリングを実施しています。モニタリングの結果、「不検出」が継続しているため、県内の水道水は安心してご利用いただけます。



農林水産物の測定結果

「出荷されるものは安全」と安心していただけますよう、国が示した基準に基づき農林水産物の放射性物質検査を実施しています。

原発事故発生以降、10月中旬までに約170品目、4,100検体の検査を行い、検査結果を県ホームページで公表してきました。今後もこのような検査を行い、本県農林水産物の安全性の確保に努めていきます。



[本県における農林水産物の放射性物質検査数]

(10月18日現在)

	品目数	検体数	主な品目
穀類	7	467	玄米、麦類、玄そば、落花生
野菜類	35	310	ホウレンソウ、ネギ、ミズナ、トマト、イチゴ、メロン、カンショ、ジャガイモ など
果実類	9	32	ウメ、ナシ、ブルーベリー、ブドウ、リンゴ、クリ、カキ など
茶	2	45	生茶葉、荒茶
特用林産物	8	68	原木しいたけ、野生きのこ
畜産物	5	2,664	原乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
魚介類	84	468	シラス、カタクチイワシ、カレイ類、ヤマトシジミ、アユ など
水産加工品	18	28	シラス干し、ワカサギ煮干し、蒸しダコ など
合計	168	4,082	

これまでに放射性物質が暫定規制値を超えたことにより、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限の指示が出されたのは、ホウレンソウ、カキナ、パセリ、原乳、茶、原木しいたけ(一部の市)の6品目ですが、ホウレンソウ、カキナ、パセリ、原乳はその後の検査結果により安全が確認され、出荷制限解除となっています。また、茶についても、一部市町の出荷制限が解除されました。(10月18日現在)



農産物

米

茨城県内産の米の安全性を確認しました。

8月16日～9月22日にかけて、県内44市町村359地点で玄米の調査を行いました。すべての地点において暫定規制値(放射性セシウム500ベクレル/kg)を大幅に下回り、安全性が確認されています。

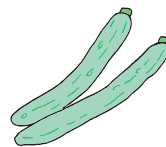


精米することにより、玄米に比べ6割強の放射性物質が除去できることが知られています。県内で低い濃度ながらも放射性物質が検出された3地点の玄米について、念のため精米し、検査を行いました。放射性物質は検出されませんでした。



野菜・果物

定期的に検査を実施し、安全性を確認しています。



野菜・果物については、主要な品目を中心に出荷状況に応じて、出荷前や出荷盛期に検査を実施しています。最近の検査結果では検出されないか、検出されても暫定規制値を大幅に下回っている状況です。

9月に検査して安全性を確認した主な品目

レタス、キュウリ、トマト、ナス、
カンショ、ミズナ、ズッキーニ、
リンゴ、カキ、クリ など

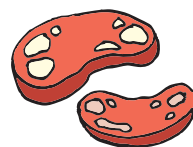


畜産物

牛肉

検査体制を充実させて、安全性を確認しています。

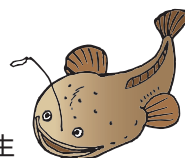
8月1日から、県産牛肉の安全性を確認するため、県内の生産者が県内のと場へ出荷する場合はすべての牛を、県外のと場へ出荷する場合もすべての生産者が必ず検査を受ける体制を整備しました。10月15日までに2,489頭の検査を実施しましたが、すべて暫定規制値以下でした。



水産物

季節ごとにとれる主要な水産物で安全性を確認しています。

魚は、種類によってえさや移動の大きさ、生息する水深などが大きく異なり、その生態はさまざまです。県では、本県沖全域において、多くの魚種を検査し、安全性の確保に努めています。特に、福島県の沖で規制値を超える放射能が検出された魚種や、本県で水揚げされる主要魚種については、重点的な検査を行っています。

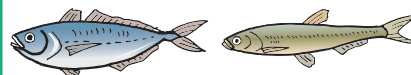


これまでに4月にコウナゴ(イカナゴの稚魚)、9月に入りエゾイソアイナメ(ドンコ)から暫定規制値を超える放射性物質が検出されましたが、いずれも市場には流通しておりません。この他、ワカサギ、シジミ、アユなどの淡水魚、シラス干しなどの水産加工品なども定期的に検査を行い、安全性を確認しています。



9月に検査して安全性を確認した主な魚

シラス、マアジ、マサバ、ヒラメ、カレイ類、
アンコウ、ワカサギ、シジミ、サケ など
※カツオ、サンマなど回遊魚は、
全国団体が別途検査しています。



きのこ類

原木しいたけ

定期的に検査を行っています。検査の結果、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合は、出荷の制限を行い市場には流通していません。10月18日時点で出荷制限しているのは、小美玉市と行方市の露地栽培、土浦市と鉾田市の露地と施設栽培の原木しいたけですが、今後、最新の情報は県ホームページなどに掲載します。

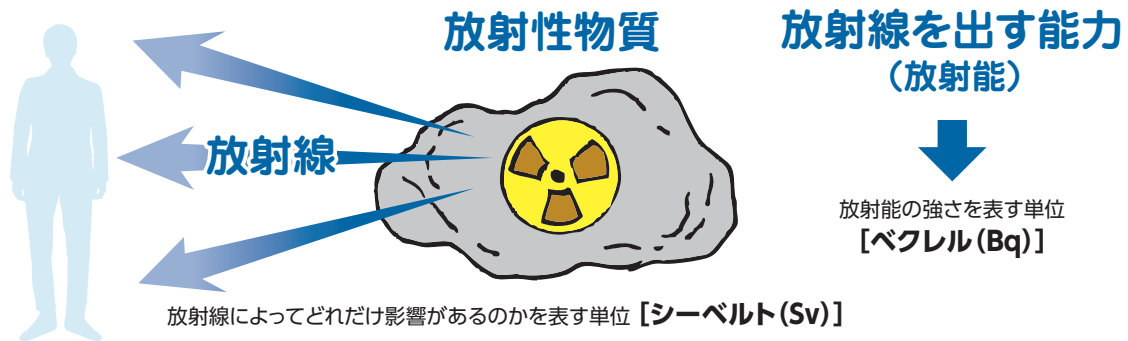
野生きのこ

これまでに、高萩市で採取された野生きのこ(菌根性きのこ類)から、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、高萩市においては、摂取・出荷を控えるよう要請しています。

(10月18日現在)

放射線・放射能・放射性物質という用語について

放射線とは目には見えないエネルギーの光線のようなもので、放射能とは放射線を出す能力や性質をいい、放射性物質とは放射能のある物質そのものを表します。(放射能を放射性物質の意味で使うこともよく見受けられます。)



懐中電灯から離れると光が弱くなるように、放射性物質との距離を置くと放射線も弱まります。

放射能と放射線量の単位について

	単位	記号	解説
放射能	ベクレル	Bq	放射性物質の放射能の強さを表す単位。
放射線量	シーベルト	Sv	人体が放射線を受けたとき、その影響を表す単位。



MEMO

0.001シーベルト (Sv) = 1ミリシーベルト (mSv) = 1,000マイクロシーベルト (μSv)

ベクレルとシーベルトの関係の一例を示します。 ※セシウム134とセシウム137が50ベクレルずつあるとして

外部被ばくの場合

セシウム100ベクレル*に対して
1mの位置で24時間365日、人がいると

→ **0.1** マイクロシーベルト
の放射線量を受ける (被ばくする)

内部被ばくの場合

セシウム100ベクレル*/kgの食品を
1kg食べると

→ **1.6** マイクロシーベルト
500g食べると → **0.8** マイクロシーベルト
の放射線量を受ける (被ばくする)
(成人50年間の積算被ばく量)

半減期について

放射能は細菌・ウイルスと違って、自己を増殖することはありません。増殖とは逆に、放射能は時間の経過とともに減少していく性質があります。種類の違う放射能を比較するため、減少していく性質を利用した指標として、放射能が半分になるまでの期間＝「半減期」が使われています。ここでは物理学的半減期と生物学的半減期を紹介します。

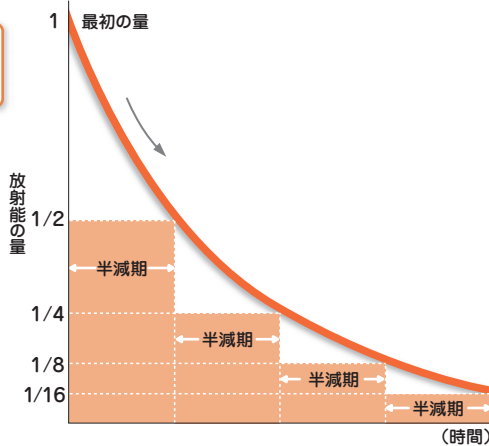
物理学的半減期

放射性核種の壊変により放射能は指数関数的に減少しますが、放射能の強度が元の1/2まで減少する時間。

生物学的半減期

体内に入った放射性物質の量が、排泄や代謝により、初めの量の1/2にまで減少する時間。

放射能の減り方



核種別の物理学的半減期(例)

核種	半減期	核種	半減期
ラドン222	3.8日	プルトニウム239	2.4万年
ヨウ素131	8.0日	ウラン238	45億年
コバルト60	5.3年	カリウム40	13億年
ストロンチウム90	28.8年	炭素14	5,730年
セシウム134	2.1年	ルビジウム87	475億年
セシウム137	30年	鉛210	22.3年
ラジウム226	1,600年	ポロニウム210	138.4日

元素	物理学的半減期	生物学的半減期 (データの一例)
ヨウ素 (I)	ヨウ素131の場合 8.0日	乳児…11日 5歳児…23日 成人…80日

元素	物理学的半減期	生物学的半減期 (データの一例)
セシウム (Cs)	セシウム137の場合 30年	乳児… 9日 5歳児… 38日 成人…110日

体内の自然放射性物質について

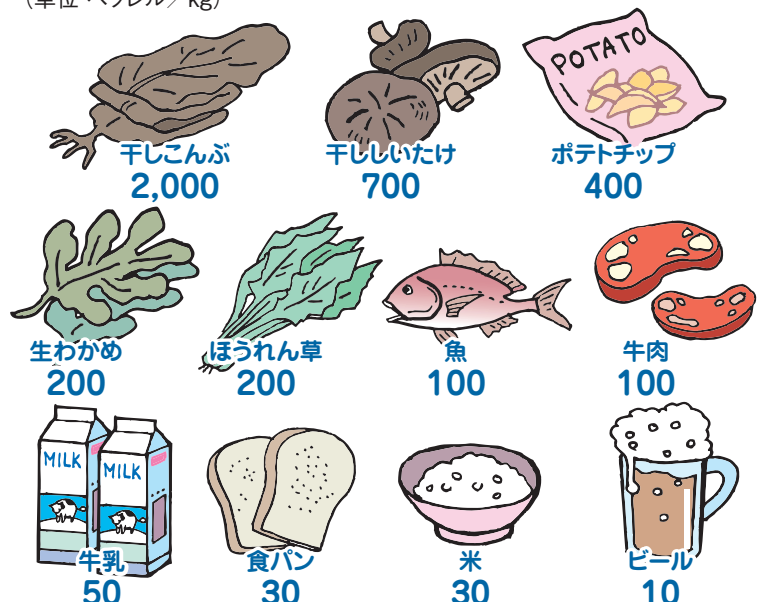
人は、自然界に存在する放射性物質(自然放射性物質)を体内に保有しています。

体重60kgの日本人男性が体内に保有する放射能。

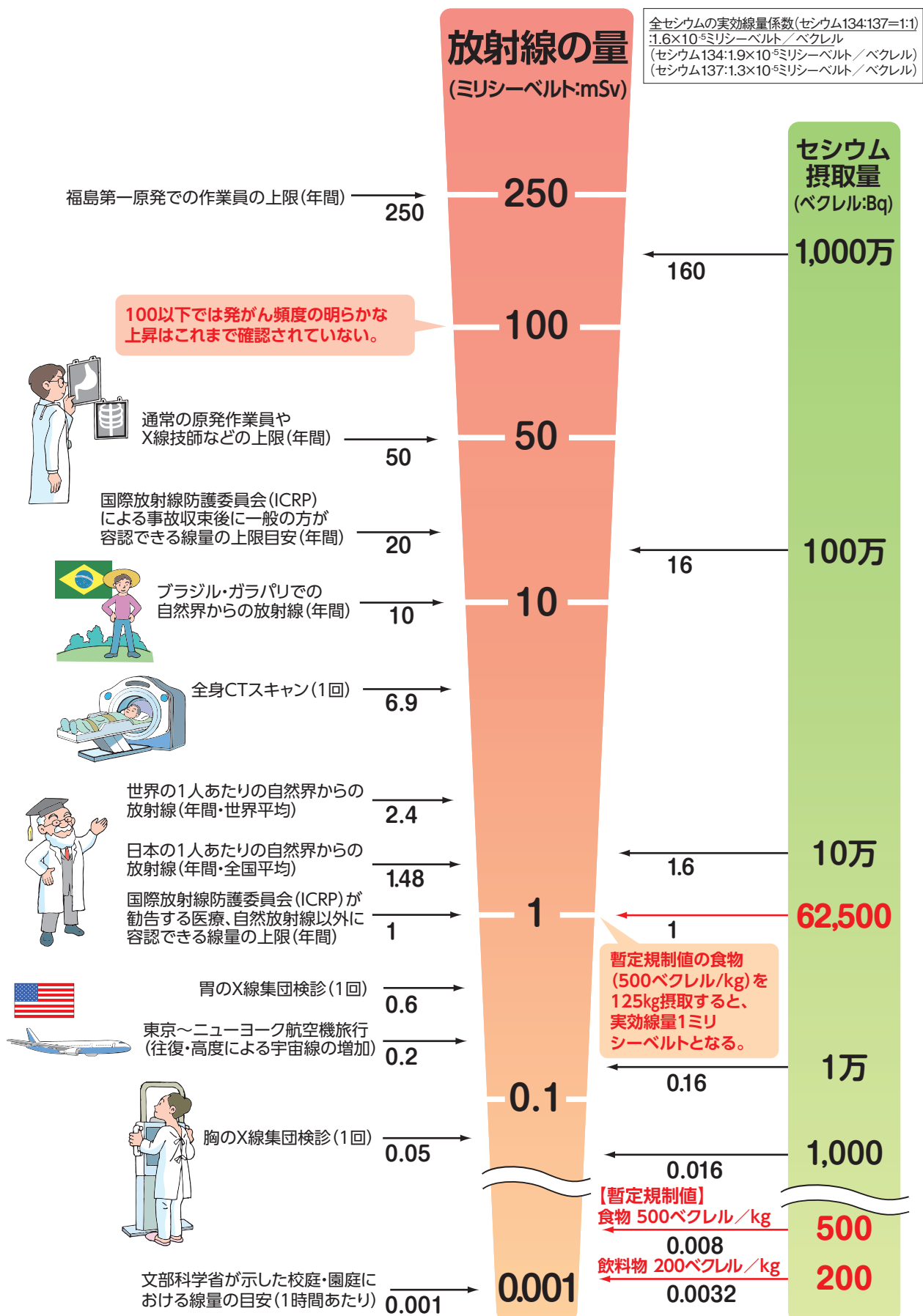
- カリウム40 …… 4,000ベクレル
- 炭素14 …… 2,500ベクレル
- ルビジウム87 …… 500ベクレル
- 鉛210・ポロニウム210 …… 20ベクレル

食物中のカリウム40(自然放射性物質)の放射能の含有例。

(単位 ベクレル/kg)



セシウムを摂取した場合に人体が受ける放射線量



本図は、セシウムを体内に取り込んだ場合に人体が受ける放射線量を表したものであり、例えば、500ベクレルのセシウムを体内に飲食により取り込んだ場合に人体が受ける放射線量は、0.008ミリシーベルトとなります。

被ばくの形態による放射線の人体への影響の分類と主な特徴

人体が放射線にさらされることを被ばくといいます。被ばくは、放射線源がどこにあるのかによって分けられ、放射線源が身体の外部にあり体外から被ばくする場合を「外部被ばく」、放射線源が身体の内部にあり体内から被ばくする場合を「内部被ばく」といいます。

外部被ばくの主な特徴

- 1 放射線に当たっているときだけ被ばくします。
- 2 放射線のうちアルファ線は透過力が弱い(空气中4cm程度で止まる)ため、外部被ばくにおいてはほとんど影響ないと考えられています。
- 3 放射線のうちベータ線の影響は皮膚のみなので、外部被ばくにおいては皮膚への被ばく量を必要により評価します。
- 4 放射線のうちガンマ線は人体内部組織まで透過するため、外部被ばくを評価する主な対象となります。福島第一原子力発電所から放出された放射性セシウムが、地表に沈着した地域は、セシウムから放出されるガンマ線のため放射線量率が他の地域と比べて比較的高くなります。
- 5 ガンマ線による被ばく線量は、放射線測定器で容易に測定可能です。

内部被ばくの主な特徴

- 1 体内に入った放射性物質には特定の臓器に沈着するものがあり、沈着部位が特に被ばくします。ヨウ素は甲状腺に、セシウムは主に筋肉に沈着することが知られています。
- 2 放射性物質が排出されるまでの間、被ばくが続きます。セシウム137の場合、物理学的半減期は30年ですが、体外への排出や代謝による生物学的半減期は110日(成人)です。
- 3 放射性物質が含まれる食物を食べたり、空気中のガス状や粒子状の放射性物質を呼吸により、どれだけ取り込んだかを調査して、被ばく線量を計算により求めます。

被ばく線量と健康への影響の関係について

健康への影響は、障害の現れる時期により、急性障害と晩発障害に分類されます。それぞれの特徴は次のとおりです。

急性障害

被ばくから数日～数ヶ月の間に症状が現れます。

- 1 被ばく線量がある線量以上でないと現れることはありません。

1,000ミリシーベルト以上

一時的な脱毛、皮膚の障害

- 2 致死線量(何も医療行為をしなければ)

全身に約4,000ミリシーベルト

半数の人が数ヶ月以内に死亡

晩発障害

被ばくから長期間たってから発症します。(例:発がん、白内障)

- 1 1,000ミリシーベルト以上(文献によっては500ミリシーベルト以上)の被ばくを受けた集団では明らかに発がん頻度が上昇します。
- 2 放射線に被ばくしなくても、ある頻度でがんは発症し、自然発症と被ばくによるがんを区別することはできません。100ミリシーベルト以下の被ばくでは、本当に発がん頻度が上昇するかどうかは明らかではありません。
- 3 低い線量を長期間被ばくする場合は、総線量が同じでも短時間に被ばくする場合よりも影響が小さくなるということが分かっています。

よくある質問

Q & A



Q1

敷地内で、特に線量が高い場所の除染はどのようにするのですか？

A 雨樋の直下、側溝、芝・草むら、立木、植栽の植え込みの土などで、局所的に線量が高くなっている場合があります。その際、次のような除染方法をとることが有効です。

〈雨樋直下〉

- 雨樋から直接地面に流れ落ちている場合には、雨樋直下は約20～30cmの深さで、土を除去し、雨水の流水経路は、約50cm～1mの長さ、約5～10cmの深さで土を除去し、その後、覆土する。
- 雨樋から直接側溝などに流れ落ちている場合には、側溝などに堆積している土砂を除去する。

〈側溝〉

- 堆積している土砂をシャベルなどで、除去する。

〈芝・草むら〉

- 根に付いた土ごと除去する。

〈立木〉

- 根元の周辺の土をスコップなどで約1cmの深さで除去する。

〈植栽の植え込み〉

- シャベルなどで約1cmの深さで除去する。

※適宜、線量を測りながら必要な範囲を除去するとよい

Q2

乳幼児や妊婦(胎児)への影響が心配です。このまま普段どおりの生活を送って大丈夫ですか？

A 乳幼児や胎児は放射線への感受性が成人の3倍程度高いと考えられています。現在の県内の状況は通常の状態より放射線の空間線量率が高くなっているのは事実ですが、国外ではもっと高い地域があり、そのような地域で健康に暮らしている人たちが大勢いることから、乳幼児や胎児の感受性の高さを考えても、過度な心配はせず、引き続き普段どおりの生活を行っていただいで問題ないと考えられます。

また、国の試算によると、妊婦の場合、事故後1年間の食物摂取による被ばく量は、自然放射性物質の摂取による被ばく量(年間0.4ミリシーベルト)に、0.072ミリシーベルトが加算されるとされており、このことから、食品からの被ばくは安全性の観点で相当程度小さいものに留まると推計されています。(厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料)



Q3

家庭菜園で収穫した野菜を食べても大丈夫ですか？

A 家庭菜園で栽培した野菜に含まれる放射性物質の濃度は、その周辺地域で生産・出荷されているものと同じ程度と考えられます。周辺地域で出荷制限が行われていない作物は、家庭菜園で収穫したものを食べても健康への影響はないと考えられます。

Q4

農産物に含まれる放射性物質を減らすことはできますか？

A 調理方法の工夫で放射性物質の影響を減らせることが知られています。農産物の安全性の確認は行っておりますが、それでも心配な方は参考にしてください。

(例)

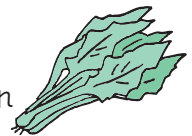
米

精米することで6割強除去



野菜等

茹でてアク抜きすれば5割強除去



相談窓口一覧

東日本大震災総合相談窓口	県広報広聴課	☎ 029-301-4000(平日9:00～17:00) ☎ 029-301-5974(土日・休日及び平日の17:00～翌日9:00)
原子力関係について	県原子力安全対策課	☎ 029-301-2922(平日8:30～17:15)
原子力損害賠償に関する相談	県福島原発事故補償対策室	☎ 029-301-3200(平日9:00～17:00) ☎ 029-301-5974(土日・休日及び平日の17:00～翌日9:00)
原子力災害での健康相談	健康相談ホットライン	☎ 0120-755-199(9:00～18:00)
放射線被ばくの健康相談	(独)放射線医学総合研究所	☎ 043-290-4003(平日9:00～17:00)
食品・飲料水の安全に関する相談	県生活衛生課 ※県内の保健所(衛生課)でも受け付けます。	(食品) ☎ 029-301-3424(平日8:30～17:15) (飲料水) ☎ 029-301-3431(平日8:30～17:15)
農産物の安全に関する相談	県農業経営課技術普及室	☎ 029-301-3844(平日8:30～17:15)

測定結果の詳細は県ホームページでもお知らせしています。

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/>



茨城県

臨時号 平成23年10月30日

発行人 茨城県広報広聴課

企画・編集 茨城県原子力安全対策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-2922

FAX 029-301-6002

TEL 029-301-1111(代表)